

# 藤沢市家庭用電動生ごみ処理機取扱販売店登録要綱

制定 平成19. 4.1

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱（平成19年4月1日施行）第3条に規定する指定登録販売店について、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において指定登録販売店（以下「指定登録店」という。）とは、次の要件を満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 市内に看板等を掲げた事業所を有し、家庭用電動生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を取り扱う販売店であること

(2) 処理機の取り扱い並びに故障に際して、指定登録店の責任においてアフターサービス等に万全を期すことができること

(3) 補助金の交付を受けようとする者の補助金請求・受領手続代行を適正かつ迅速に処理できること

(4) 市民に処理機購入の強要等迷惑行為を行わないこと

(5) 本要綱の主旨を理解し、ごみ減量化事業遂行に協力できること

(指定登録店登録申請)

第3条 指定登録店の登録には、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機取扱販売店指定登録申請書（第1号様式）に、取扱機種種の資料を添えて申請しなければならない。

(指定登録店登録決定及び通知)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、現地において販売店の営業確認を行い、適当と認めるときは速やかに指定登録店と決定し、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機取扱販売店指定登録済証（第2号様式。以下「登録済証」という。）により、申請者に通知する。

(遵守事項)

第5条 指定登録店は、登録済証を補助金の交付を受けようとする者が確認できるように保管し、提示を求められたときは速やかにこれを行わなければならない。

(登録内容変更等の届出)

第6条 事業の廃止もしくは休止等の理由により指定登録店の取消をするとき、また、登録済証に記載されている取扱機種以外の事項に変更が生じたときは、指定登録販売店登録内容変更届出書（第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 取扱機種に追加、廃止等の変更があったときは販売機種追加・廃止届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(登録店資格の取消)

第7条 市長は、指定登録店が第2条及び第5条の規定を遵守しないときは、指定登録店の登録を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。